

議案第 8 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)の施行に伴い、宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事等の規制に係る事務に関し、所要の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

別表第 9 中「宅地造成等規制法関係」を「旧宅地造成等規制法関係」に改め、同表 1 の項中「宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号。以下この表において「法」という。)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号。以下この表において「改正法」という。)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する旧宅地造成工事規制区域(以下この表において「旧宅地造成工事規制区域」という。)の区域内における宅地造成(改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号。以下この表において「旧法」という。)第 2 条第 2 号に規定する宅地造成をいう。以下この表において同じ。)に関する工事の規制に係る旧法」に、「法第 11 条」を「旧法第 11 条」に改め、同表 2 の項中「法第 12 条第 1 項」を「旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る旧法第 12 条第 1 項」に、「法第 12 条第 3 項」を「旧法第 12 条第 3 項」に、「法第 11 条」を「旧法第 11 条」に改め、同表 3 の項単位の欄中「法」を「旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る旧法」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新				旧			
別表第9(第2条関係) 旧宅地造成等規制法関係				別表第9(第2条関係) 宅地造成等規制法関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
1	宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この表において「改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する旧宅地造成工事規制区域(以下この表において「旧宅地造成工事規制区域」という。)の区域内における宅地造成(改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この表において「旧法」という。)第2条第2号に規定する宅地造成をいう。以下この表において同じ。)に関する工事の規制に係る旧法第8条第1項に規定する許可の申請又は旧法第11条に規定する協議の申出に対する審査	省略		1	宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この表において「法」という。)第8条第1項に規定する許可の申請又は法第11条に規定する協議の申出に対する審査	省略	

2	旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る旧法第12条第1項に規定する許可の申請又は旧法第12条第3項において準用する旧法第11条に規定する協議の申出に対する審査		省略
3	宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第30条に規定する書面の交付	旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る旧法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事でないことを証する書面の交付	省略
		旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る旧法第8条第1項又は第12条第1項に規定する許可を受けたことを証する書面の交付	省略

別表第10～別表第16 省略

2	法第12条第1項に規定する許可の申請又は法第12条第3項において準用する法第11条に規定する協議の申出に対する審査		省略
3	宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第30条に規定する書面の交付	法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事でないことを証する書面の交付	省略
		法第8条第1項又は第12条第1項に規定する許可を受けたことを証する書面の交付	省略

別表第10～別表第16 省略